

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

● 対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② ひとり親世帯等※¹のうち公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ ひとり親世帯等※¹のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方※³

【児童扶養手当水準の目安】

扶養人数	収入基準額(年間)	所得基準額(年間)
0人	3,114,000円	1,920,000円
1人	3,650,000円	2,300,000円
2人	4,125,000円	2,680,000円
3人	4,600,000円	3,060,000円
4人	5,075,000円	3,440,000円
5人	5,550,000円	3,820,000円

【!】この表は目安となっており、各種の控除や同居人の収入等は考慮されていないため、必ずしもこの表に該当するか否かだけで今回の給付金や児童扶養手当の支給対象か判断されるわけではありません。詳しくはお問合せください。

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

● 対象となる方

基本給付の対象となる方のなかで①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方(生活保護の方は保護費で対応するため、追加給付の対象者とされていません)

● 給付額 1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

1. 基本給付の手続き (8月31日以降順次振り込み)

- ▶ 表面①に該当する方
申請不要です。8月31日以降順次お振込みします。

【ご注意ください】

※ 給付金を希望しない場合は、**受給拒否の届出書を提出してください。**

- ▶ 表面②、③に該当する方
申請が必要です。申請書の審査後8月31日以降順次お振込みします。申請書に振込先口座などを記入して、必要書類※4とともに室戸市福祉事務所の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。申請書は室戸市ホームページからダウンロードしていただくか、福祉事務所にお問合せ下さい。

2. 追加給付の手続き (9月以降順次振り込み)

- ▶ 表面①に該当する方
申請が必要です。
定例の現況確認時(8月)に、申請書を提出していただきます。申請書を審査後、**9月以降順次**お振込みします。
- ▶ 表面②に該当する方
申請が必要です。申請書、必要書類※4とともに室戸市福祉事務所の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。審査後、**9月以降順次**お振込みします。申請書は室戸市ホームページからダウンロードしていただくか、福祉事務所にお問合せ下さい。

※4 年金を受給している方は、年金額のわかるもの
年金以外の収入のある方は、令和2年2月以降の任意の月の1ヶ月分の収入のわかるもの(例:給与明細、帳簿等)

お問い合わせ先

- 室戸市役所 福祉事務所 社会福祉班
0887-22-5137 (受付時間 平日8:30~17:15)
- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。